合法木材推進マーク使用規程(骨子案)

目的と意義

違法伐採問題に対する取組みと合法性が証明された木材・木材製品(以下合法木材という)の証明システム普及啓発のシンボルとして、合法性・持続可能性証明システム普及事業 WG(以下 WGという)の審議を経て作成された「合法木材推進マーク」が、適切に使用されその意図を達成するため「合法木材推進マーク使用規程」を定めるものです。

マークの使用対象

- 1.マークは、①普及啓発のため合法木材証明システム及び合法木材を PR し、または② 合法木材を供給する事業体であることを表示するために使用することができます。
- 2.マークは、社団法人全国木材組合連合会(以下全木連という)に申請し認定された方 (以下「使用者」という)が申請及び認定の内容に基づいて使用する場合以外には使 用できません。
- 3.マークは木材および木材製品に貼付したり、製品カタログで特定の製品の合法性を証明すると誤解されるような形で、使用することはできません。

マークの表現方法

マーク表現規程に基づき、必ず「合法木材推進マーク」という文とともに使用するもと とします。

マーク使用の手続き

マーク使用を希望する方は、①.普及啓発に係わる場合は全木連に直接、また、②.合法木材・同製品の供給事業体を表示する場合は認定団体を経由して申請書を、全木連に提出します。

全木連事務局が使用認定(使用期間1年間)を行い、普及啓発WGに報告します。 (使用料は当面無料とします)

マークの使用方法

(普及啓発に係わるマークの使用)

1. 普及啓発への使用については、実施団体が作成するポスター・チラシなど印刷物への掲載、イベント会場での展示、当該団体のホームページへの掲載等を行うことができます。

(合法木材供給事業体の表示のための使用)

- 1. ガイドラインによる「木材の合法性、持続可能性の証明方法」により森林・林業・木材産業関係団体から認定され、または、個別企業等の独自の取り組みにより、合法木材を供給する事業者は、そのことを示すために、使用することができます。
- 2. 自社が使用する封筒、名刺、はがき、看板、ノベルティ、ホームページ等に表示することができます。